の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。

(1)	（略）
(2)	アチパメゾール
(3)	イドクスウリジン
(4)～(28)	（略）
(29)	チアマゾール
(30)～(61)	（略）

別表第二（第百六十三条関係）

毒薬

一・二	（略）
三	（＋）－（Ｓ）－四－［一－（二・三－ジメチルフェニル）エチル］－一Ｈ－イミダゾール（別名デクスメデトミジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ミリリットル中（＋）－（Ｓ）－四－［一－（二・三－ジメチルフェニル）エチル］－一Ｈ－イミダゾールとして四二〇マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。
四・五	（略）

劇薬

一～二十七	（略）
二十八	（＋）－（Ｓ）－四－［一－（二・三－ジメチルフェニル）エチル］－一Ｈ－イミダゾール（別名デクスメデトミジン）の製剤であって、一ミリリットル中（＋）－（Ｓ）－四－［一－（二・三－ジメチルフェニル）エチル］－一Ｈ－イミダゾールとして四二〇マイクログラム以下を含有する注射剤
二十九～五十四	（略）

別表第三（第百六十八条関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。

一	アチパメゾール
二～五	（略）
六	イドクスウリジン
七～四十五	（略）
四十六	（＋）－（Ｓ）－四－［一－（二・三－ジメチルフェニル）エチル］－一Ｈ－イミダゾール（別名デクスメデトミジン）
四十七～七十一	（略）
七十二	チアマゾール
七十三～百三十	（略）
百三十一	メデトミジン
百三十二～百四十三	（略）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するアチパメゾール及びメデトミジン、それらの誘導体並びにそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第十二号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。

(1)	（略）
（新設）	
（新設）	
(2)～(26)	（略）
（新設）	
(27)～(58)	（略）

別表第二（第百六十三条関係）

毒薬

一・二	（略）
（新設）	
三・四	（略）

劇薬

一～二十七	（略）
（新設）	
二十八～五十三	（略）

別表第三（第百六十八条関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。

（新設）	
一～四	（略）
（新設）	
五～四十三	（略）
（新設）	
四十四～六十八	（略）
（新設）	
六十九～百二十六	（略）
（新設）	
百二十七～百三十八	（略）